(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第60条第1項及び第64条の2の規定に基づき高松市結核健康診断事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号。以下「政令」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の算定方法)

- 第2条 政令第26条第1項に規定する基準による補助金の額は、次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 別表第1に規定する補助基準額
 - (2) 別表第2に規定する対象経費の実支出額の合計額
 - (3) 総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、高松市結核健康診断事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 市長は、前条の高松市結核健康診断事業費補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市結核健康診断事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定内容及びこれに付する条件等を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その申請内容に変更が生じたときは、高松市結核健康

診断事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長 に提出しなければならない。

2 市長は、前項の高松市結核健康診断事業費補助金変更交付申請書の提出が あったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市結核健康診 断事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請書を提 出した補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止、廃止等)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」 という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂 行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けなければならない。 (実績報告)
- 第7条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、高松市結核健康診断事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付指令等)

- 第8条 市長は、前条の高松市結核健康診断事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市結核健康診断事業費補助金交付指令書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようと するときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 補助金の交付は、完了払とし、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(書類等の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、 帳簿等を常に整備し、これらを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了 後5年間保存しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱に違反したとき。
 - (4) 前3号に定める場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、 その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定 めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。
- 2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成11年6月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行年度においては、交付申請書の提出は、第3条の規定に かかわらず、平成11年11月30日までとし、補助金の交付を受けよう とする者が、この年度内において交付決定通知までに既に実施した補助金 の交付対象事業については、その内容を審査し、適当と認めたときは、第 4条の規定に基づく補助事業とみなすことができるものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。

補 助 基 準 額

次により算定した額の合計額

- 1 70 mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数 × 別に市長が 定める額
- 2 100 mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数 \times 別に市長が定める額
- 3 直接撮影をした者の延べ人数 × 別に市長が定める額
- 4 1及び2に規定する間接撮影又は3の直接撮影を受け、かつ、再検査を受け た者の人数 × 別に市長が定める額

別表第2 (第2条関係)

対 象 経 費

法第53条の2第1項の規定による健康診断を実施するために必要な報酬、職員手当(特殊勤務手当)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、損害保険料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費

年 月 日

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

囙

年度高松市結核健康診断事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり 年度高松市結核健康診断事業費補助金を交付されるよう高松市結核健康診断事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

2 経費所要額調 (別紙1)

3 補助基準額算定書 (別紙2)

4 対象経費の支出予定額内訳 (別紙3)

別紙1 経費所要額調

| 総事業費 (A) | 寄附金その他の 収入額 (B) | 差 引 額 [(A)- (B)] (C) | 対象経費の 支出予定額 (D) | 補助基準額 (E) | 選定額 [(C)、(D)、(E)のい ずれか少ない額] (F) | 補助金交付 申請額 [(F)×2/3] (G) | 備 考 |
|-------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------|--|----------------------------------|------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

別紙2 補助基準額算定書

| 区分 | 対象人員 | 受診予定人員 | 受診率 | 間接撮影を | 受ける人数 | 直接撮影を受け | 再検査を受ける | 計 |
|--------|------|--------|-----|-------|--------|---------|---------|---|
| 区 万 | 刈家八貝 | 文的「龙八真 | 文砂竿 | 70 mm | 100 mm | る人数 | 人数 | 日 |
| 大 学 | | | | | | | | |
| 高等学校 | | | | | | | | |
| 高等専門学校 | | | | | | | | |
| 専修学校 | | | | | | | | |
| 各種学校 | | | | | | | | |
| 施設 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 補助基準額 | | 単価 | | | | | 計 | |
| | | 基準額 | | | | | | |

別紙3 対象経費の支出予定額内訳

| 区分 | 分 | 対象経費 | 支出予定額 | 積 算 内 訳 等 |
|-----------|------------|----------|-------|-----------|
| 注第53条の9第 | 法第53条の2第1項 | 報酬 | | |
| の規定に基づく健康 | 長診断 | 職員手当 | | |
| の対象経費 | | 賃 金 | | |
| | | 報償費 | | |
| | | 旅費 | | |
| | | 需 用 費 | | |
| | | 役 務 費 | | |
| | | 委 託 料 | | |
| | | 使用料及び賃借料 | | |
| | 工事請負費 | | | |
| | | 備品購入費 | | |
| 合 | | 計 | | |

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

年度高松市結核健康診断事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高松市結核健康診断事業費補助金については、次のとおり決定したので、高松市結核健康診断事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定により通知します。

- 1 補助金交付予定額
- 金

円

- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 申請内容に変更が生じたときは、要綱第5条第1項に定めるところにより、変更交付申請書を、市長に提出しなければなりません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難と なったときは、市長に報告してその指示を受けなければなりません。
 - (5) 補助事業が完了したときは、要綱第7条に定めるところにより、実 績報告書を、市長に提出しなければなりません。
 - (6) 補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備し、これらを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
 - (7) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (8) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (9) 要綱に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

印

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度高松市結核健康診断事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号で交付決定の通知を受けた 年度高松市結核健康診断事業について、次のとおり申請内容を変更し たので、高松市結核健康診断事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、 関係書類を添えて申請します。

1 変更後の交付申請額 金 円

変更前の交付予定額 金 円

差引增減額 金 円

2 変更後の経費所要額調 (別紙1)

3 変更後の補助基準額算定書 (別紙2)

4 変更後の対象経費の支出予定額内訳 (別紙3)

別紙1 変更後の経費所要額調

| 総事業費 (A) | 寄附金その他の 収入額 (B) | 差 引 額 [(A)- (B)] (C) | 対象経費の 支出予定額 (D) | 補助基準額 (E) | 選定額 [(C)、(D)、(E)のい ずれか少ない額] | 変更後の補助金 交付申請額 [(F)×2/3] (G) | 備 考 |
|-------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------|
| | (B) | | (D) | (2) | (F) | (3) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

別紙2 変更後の補助基準額算定書

| 区分 | 対象人員 | 受診予定人員 | 受診率 | 間接撮影を | 受ける人数 | 直接撮影を受け | 再検査を受ける | 計 |
|--------|------|--------|-----|-------|--------|---------|---------|---|
| 区 万 | 刈家八貝 | 文的「龙八真 | 文砂竿 | 70 mm | 100 mm | る人数 | 人数 | 日 |
| 大 学 | | | | | | | | |
| 高等学校 | | | | | | | | |
| 高等専門学校 | | | | | | | | |
| 専修学校 | | | | | | | | |
| 各種学校 | | | | | | | | |
| 施設 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 補助基準額 | | 単価 | | | | | 計 | |
| | | 基準額 | | | | | | |

別紙3 変更後の対象経費の支出予定額内訳

| 区 分 | 対象経費 | 支出予定額 | 積 |
|-------------|----------|-------|---|
| 法第53条の2第1項 | 報酬 | | |
| の規定に基づく健康診断 | 職員手当 | | |
| の対象経費 | 賃 金 | | |
| | 報償費 | | |
| | 旅費 | | |
| | 需 用 費 | | |
| | 役 務 費 | | |
| | 委 託 料 | | |
| | 使用料及び賃借料 | | |
| | 工事請負費 | | |
| | 備品購入費 | | |
| 合 | 計 | | |

高第 号年月 日

様

高松市長

年度高松市結核健康診断事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度高松市結核健康診断事業費補助金については、変更内容を適当と認めたので、高松市結核健康診断事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により通知します。

1 変更交付決定の内容は、次のとおりです。

変更後の補助金交付予定額 金 円 うち今回増減額 金 円

- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 申請内容に変更が生じたときは、要綱第5条第1項に定めるところにより、変更交付申請書を、市長に提出しなければなりません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けなければなりません。
 - (5) 補助事業が完了したときは、要綱第7条に定めるところにより、実績報告書を、市長に提出しなければなりません。
 - (6) 補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備し、これらを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
 - (7) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (8) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (9) 要綱に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

(宛先) 高松市長

所 在 地名 称代表者氏名印

年度高松市結核健康診断事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号で交付決定(変更交付決定) の通知を受けた 年度高松市結核健康診断事業について、次のとおり高 松市結核健康診断事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添え て実績報告をします。

1 補助金の額金円2 経費実績額調(別紙1)3 補助基準額実績算定書(別紙2)4 対象経費の実支出額内訳(別紙3)

5 健康診断結果報告書 (別紙4)

6 事業に要した費用の額を確認することのできる書類

別紙1 経費実績額調

| 寄附金その他 の収入額 | 差 引 額 [(A)- (B)] | 対象経費の 実支出額 | 補助基準額 | 選定額 [(C)、(D)、(E)の いずれか少な | 補助金額 [(F)×2/3] | 既交付決定額 | 差引過不足額 [(G)- (H)] |
|----------------|---------------------|-----------------|----------------------|--------------------------------|--|--|--|
| (B) | (C) | (D) | (E) | い額] | (G) | (H) | (1) |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | の収入額 | の収入額 [(A)- (B)] | の収入額 [(A)- (B)] 実支出額 | の収入額 [(A)- (B)] 実支出額 | の収入額 [(A)- (B)] 実支出額 (Hの基準領 (C)、(D)、(E)の いずれか少な (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B | の収入額 [(A)-(B)] 実支出額 [(C)、(D)、(E)の いずれか少な (F) い額] (G) | の収入額 [(A)- (B)] 実支出額 [(C)、(D)、(E)のいずれか少な (F) い額] (G) (H) |

別紙2 補助基準額実績算定書

| 区分 | 対象人員 | 受診人員 | 受診率 | 間接撮影を | 受けた人数 | | 再検査を受けた | 計 |
|--------|--------------|-------------------|-----|-------|--------|-----|---------|----|
| | 对家八 頁 | 对象八 真 文形八真 | | 70 mm | 100 mm | た人数 | 人数 | рI |
| 大 学 | | | | | | | | |
| 高等学校 | | | | | | | | |
| 高等専門学校 | | | | | | | | |
| 専修学校 | | | | | | | | |
| 各種学校 | | | | | | | | |
| 施設 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 補助基準額 | | 単価 | | | | | 計 | |
| | | 基準額 | | | | | | |

別紙3 対象経費の実支出額内訳

| 区 分 | 対象経費 | 実支出額 | 積 算 内 訳 等 |
|-------------|----------|------|-----------|
| 法第53条の2第1項 | 報酬 | | |
| の規定に基づく健康診断 | | | |
| の対象経費 | 賃 金 | | |
| | 報 償 費 | | |
| | 旅費 | | |
| | 需 用 費 | | |
| | 役 務 費 | | |
| | 委 託 料 | | |
| | 使用料及び賃借料 | | |
| | 工事請負費 | | |
| | 備品購入費 | | |
| 合 | 計 | | |

別紙4 健康診断結果報告書

| | 受診人員 | ■ 間接撮影による I | | 直接撮影による 要精密検査者数 — | 発見 | 備 | 考 | |
|--------|------|-------------|-------|-------------------|------|----------------------|---|---|
| | | 有所見者数 | 有所見者数 | 安相省快宜有效 | 結核患者 | 発病のおそれがあ ると診断された者 | | 与 |
| 大 学 | | | | | | | | |
| 高等学校 | | | | | | | | |
| 高等専門学校 | | | | | | | | |
| 専修学校 | | | | | | | | |
| 各種学校 | | | | | | | | |
| 施設 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

様式第6号(第8条関係)

高松市指令 第 号

様

年度高松市結核健康診断事業費補助金交付指令書

年 月 日付け高 第 号で交付決定(変更交付決定) の通知をした 年度高松市結核健康診断事業について、補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

1 交付の条件

- (1) 補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備し、これらを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (2) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (4) 要綱に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合に おいて、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けている ときは、当該補助金を返還しなければなりません。